

【引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について】

～平成31年度当初予算ベース～

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成31年度大船渡市一般会計当初予算における引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）に係る使途は、下記のとおりとなります。

記

- | | | |
|---|-----------------------|-------------|
| 1 | 地方消費税交付金（社会保障財源分） | 294,000千円 |
| 2 | 上記1が充てられる社会保障施策に要する経費 | 2,481,860千円 |

（単位：千円）

		平成31年度 予算額	特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者福祉費 (自立支援給付事業)	948,132	710,028	46,835	191,269
	老人福祉費 (老人保護措置事業)	102,747	17,138	16,839	68,770
	児童福祉費 (子ども医療費助成事業)	69,000	13,500	10,917	44,583
	母子福祉費 (寡婦、寡夫医療費助成事業)	10,000	0	1,967	8,033
社会保険	介護保険事業	665,904	4,735	130,052	531,117
	国民健康保険事業	317,358	143,739	34,151	139,468
	後期高齢者医療事業	130,093	91,365	7,618	31,110
保健衛生	保健衛生費 (健康増進事業:各種がん検診)	41,191	6,697	6,785	27,709
	予防費 (感染症予防事業)	88,595	0	17,427	71,168
	診療所費 (診療施設勘定繰出金)	108,840	0	21,409	87,431
合 計		2,481,860	987,202	294,000	1,200,658

※ 地方消費税交付金（社会保障財源分）は、社会保障施策に要する経費における一般財源の比率である分